

令和6年度 横浜市医療局病院経営本部 医療技術職員・行政職員採用選考 受験案内

横浜市立市民病院、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターで
勤務する医療技術職員及び行政職員を募集します。

<募集職種>

【医療局病院経営本部 医療技術職員】
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
心理療法士、臨床工学技士、診療放射線技師

【医療局病院経営本部 行政職員】
医療ソーシャルワーカー

◆第一次選考日 令和6年8月3日(土)

※ 集合時間、場所(横浜市内)等の詳細については、申込者に交付する受験票で指定します。

◆申込方法 インターネットによる電子申請

※ 事前に横浜市電子申請・届出システムへの登録が必要です。

※ 郵送による申込受付は行っておりません。

(別紙「申込方法」をご確認ください。)

◆申込受付期間 令和6年6月14日(金) 10時00分から 令和6年7月12日(金) 17時00分まで

(7月12日(金)17時00分までに横浜市電子申請・届出システムに到達したもので有効)

採用選考に関するお問い合わせ先

横浜市医療局病院経営本部人事課 医療技術職員・行政職員採用担当

TEL: 045 (671) 4822 / FAX: 045 (664) 3851

MAIL: by-comesaiyo@city.yokohama.jp

採用情報 HP URL

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/byoin/saiyo/co-medical-saiyo/iryo-gizyutu-saiyo.html>)

採用選考に関する情報や合格発表の確認、受験案内等のダウンロードができます。

(次の二次元コードからもアクセスできます。)



1 選考区分、採用予定人員及び職務概要

選考区分	採用予定人員	職務概要
医療局病院経営本部 理学療法士	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、理学療法業務に従事します。
医療局病院経営本部 作業療法士	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、作業療法業務に従事します。
医療局病院経営本部 言語聴覚士	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、言語聴覚業務に従事します。
医療局病院経営本部 心理療法士	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、心理療法業務に従事します。
医療局病院経営本部 臨床工学技士	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、臨床工学業務に従事します。
医療局病院経営本部 診療放射線技師	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、診療放射線業務に従事します。
医療局病院経営本部 医療ソーシャルワーカー	若干名	横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、次の業務に従事します。 ① 患者の医療福祉相談、入退院及び転院調整、在宅療養相談、その他患者等からの相談の受付に関すること ② 地域の医療機関等との連携、地域医療に係る支援業務、その他地域連携関係事務に関すること

※ 採用予定人員については、現時点における予測に基づくもので、変更する場合があります。

※ 勤務地は横浜市立市民病院又は横浜市立脳卒中・神経脊椎センターです（勤務地の選択はできません）。

2 受験資格

選考区分	受験資格（年齢・資格・免許など）
医療局病院経営本部 理学療法士	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、理学療法士の免許を有する人又は令和7年中に免許取得見込みの人
医療局病院経営本部 作業療法士	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、作業療法士の免許を有する人又は令和7年中に免許取得見込みの人
医療局病院経営本部 言語聴覚士	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、言語聴覚士の免許を有する人又は令和7年中に免許取得見込みの人
医療局病院経営本部 心理療法士	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、公認心理師の資格を有する人又は令和7年中に資格取得見込みの人
医療局病院経営本部 臨床工学技士	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、臨床工学技士の免許を有する人又は令和7年中に免許取得見込みの人
医療局病院経営本部 診療放射線技師	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、診療放射線技師の免許を有する人又は令和7年中に免許取得見込みの人
医療局病院経営本部 医療ソーシャルワーカー	令和7年4月1日時点で61歳未満の人（昭和39年4月2日以降に出生した人）で、社会福祉士の免許を有する人又は令和7年中に免許取得見込みの人

- (1) 選考の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の選考を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。
また、採用後に受験資格がないことが明らかになった場合は採用を取り消します。
- (2) 外国籍の人で採用されるのは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (3) 次の(ア)、(イ)に該当する人は受験できません。
 - (ア) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者
地方公務員法(抜粋)(欠格条項)
第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (イ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 選考の日程及び合格発表

	日程	合格発表日・発表方法
第一次選考	令和6年8月3日(土) 論文(90分) ※ 集合時間・場所(横浜市内)の詳細等は受験票で指定します。	令和6年8月16日(金)14時 横浜市医療局病院経営本部のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。また、合格者へは文書でも通知します。
第二次選考	令和6年8月26日(月)、27日(火)、 28日(水)いずれか一日を指定 面接 ※ 集合時間・場所(横浜市内)の詳細等は第一次選考合格者に通知します。	令和6年9月上旬(予定) 横浜市医療局病院経営本部のホームページ上に合格者の受験番号を掲載します。 また、可否にかかわらず受験者全員へ文書でも通知します。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、選考日程等が変更になる場合があります。
変更がある場合は、医療局病院経営本部医療技術職員採用情報のホームページで随時お知らせします。

4 一次選考の内容及び出題分野

【選考の内容】

選考科目	内容
専門論文	与えられた課題に対する記述式の専門論文(字数1,000字程度) (出題分野は【専門科目出題分野】を参照してください。)

【専門科目出題分野】

選考区分	出題分野
医療局病院経営本部 理学療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要(人間発達学を含む)、理学療法、その他医療分野に関連する社会情勢等
医療局病院経営本部 作業療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要(人間発達学を含む)、作業療法、その他医療分野に関連する社会情勢等
医療局病院経営本部 言語聴覚士	基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学、その他医療分野に関連する社会情勢等
医療局病院経営本部 心理療法士	基礎医学、臨床医学、リハビリテーション医学、心理学(知覚・認知心理学、学習・言語心理学、感情・人格心理学、神経・生理心理学、社会・集団・家族心理学、発達心理学、障害者(児)心理学、臨床心理学、健康・医療心理学、福祉心理学、産業・組織心理学)、心理研究法、心理学統計法、心理的アセスメント、心理学的支援法、関係行政論、その他医療分野に関連する社会情勢等
医療局病院経営本部 臨床工学技士	医学概論(公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む)、臨床医学総論(臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む)、医用電気電子工学(情報処理工学を含む)、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、その他医療分野に関連する社会情勢等
医療局病院経営本部 診療放射線技師	基礎医学大要、放射線生物学(放射線衛生学を含む)、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学、放射線安全管理学、その他医療分野に関連する社会情勢等
医療局病院経営本部 医療ソーシャルワーカー	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、社会調査の基礎、相談援助の基礎と専門職、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営、高齢者に対する支援と介護保険制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、就労支援サービス、更生保護制度、その他医療分野に関連する社会情勢等

5 合格者の決定及び配点

- 第一次選考の合格者は、「論文」の結果により決定します。
- 第二次選考の合格者は、第一次選考の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次選考の結果と総合して決定します。

	論文	面接	総合
第一次選考	200		200
第二次選考	20	300	320

6 給与及び休暇等

(1) 給与

選考区分		毎月決まった支給 ※1	勤務実績に応じた支給 ※2
医療局病院経営本部 理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、臨床工学技士	大学卒(4年制)	233,316 円	
	短大卒(3年制)	222,064 円	
医療局病院経営本部 心理療法士	大学卒(4年制)	233,316 円	
医療局病院経営本部 診療放射線技師	大学卒(4年制)	238,884 円	
	短大卒(3年制)	233,316 円	
医療局病院経営本部 医療ソーシャルワーカー	大学卒(4年制)	233,316 円	
	短大卒(2年制)	211,972 円	

令和6年4月現在の新規卒業者の初任給は、上記のとおりです。採用前に職歴等がある場合には、一定の基準に基づいてこの額に加算されます(※3)。

※1 毎月決まって支給される給与…給料、地域手当など

※2 勤務実績に応じて支給される給与…超過勤務手当など

※3 採用前に職歴等がある場合には、規程に基づき、給料等が加算されます。

この他、住居手当、通勤手当、扶養手当等を該当者に支給します。

*昇給…原則年1回

*期末・勤勉手当…令和5年度実績 年間 4.50 月分

(2) 休暇

年次休暇(年間 20 日間)、介護休暇及び介護時間

特別休暇(リフレッシュ休暇、結婚休暇、出産休暇、配偶者の出産休暇、病気休暇、生理日休暇、育児時間、子の看護休暇、服忌休暇、社会貢献活動休暇(ボランティア休暇)、男性職員の育児参加休暇、出生支援休暇など)

(3) 育児休業、育児短時間勤務、部分休業

(4) 共済組合の各種給付・保険・年金制度及び保養施設割引制度あり

上記は、「横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程」などに基づき支給されます。

また、採用されるまでに規程などの改正が行われた場合は、その定めるところによります。

7 その他

(1) 申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

(2) 採用の時期は、原則として令和7年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも採用される場合があります。

(3) 合格から採用までの間に、採用にふさわしくない非違行為等があったときは、採用されない場合があります。

(4) 問題は活字印刷文による出題となります。

(5) この選考において提出された書類は、一切返却いたしません。

(6) 受験に際して医療局病院経営本部が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

(7) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず申込時に電話・E-mail 等でご相談ください。

(8) 第一次選考の結果については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」第6条の規定により口頭で開示請求することができます。事前に医療局病院経営本部人事課まで電話連絡のうえ、受験者本人が直接来庁してください。

なお、その際に本人確認を行いますので、第一次選考で配布する受験番号カードを持参してください。

開示請求ができる人	開示内容	開示場所など
第一次選考不合格者 (本人に限る)	・当該選考の総合順位 ・選考科目の得点及び合格点	開示期間: 選考の合格発表日から2週間 開示場所: 医療局病院経営本部人事課(横浜市役所 17 階) 開示時間: 8時 45 分から 17 時 00 分まで(土日祝を除く。要予約。) ※第二次選考不合格者には、不合格通知に開示内容と同様のものを記載して送付します。

※それぞれの選考で棄権された方には、選考結果を開示することはできません。

(9) 第二次選考不合格者には、不合格通知に当該選考の総合順位、選考科目の得点及び合格点を記載します。

(10) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。

(参考) 昇任段階は、職員Ⅰ～Ⅲの三つに分かれており、その中で職員Ⅰ(市職員として必要不可欠な基礎的能力・知識を身につけるとともに、着実に業務を遂行し、新しい視点で職場の活性化に取り組む。)として採用されます。